

令和2年5月21日

兵庫県内の事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請の見直し等

本日、兵庫県に対する緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）の指定が解除されました。これまでの皆様のご協力に感謝申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、感染防止対策を行う必要があることから、全国でクラスターが発生した下記の施設の皆様には休業についてご協力をお願いします。

休業を要請していましたが一部の遊興施設、運動・遊技施設、集会展示施設、営業時間の制限を要請しておりました食事提供施設については、5月23日0時から要請を解除します。これまでのご協力に感謝します。

再開される施設や、既に営業中の施設の皆様におかれては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき、「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避、感染防止対策の徹底をお願いします。

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止へのご理解、ご協力をお願いします。

記

1 区域

兵庫県内全域

2 期間

令和2年5月31日（日）まで

3 休業要請を行う施設

区 分	施 設
クラスター発生施設及び類似施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、ダンスホール、ダーツバー、パブ、性風俗店、スポーツジム